

亜酸化窒素の食品添加物としての新規指定並びに亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムの使用基準改正の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について

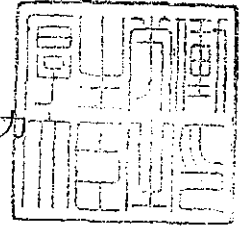
厚生労働省発食第0212001号

平成15年2月12日



薬事・食品衛生審議会
会長 寺尾 允男 殿

厚生労働大臣 坂 口 力



諮問書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条及び第7条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 亜酸化窒素の食品添加物としての指定の可否について
2. 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及び
ピロ亜硫酸ナトリウムの使用基準改正の可否について

食品添加物の新規指定等の可否に関する 薬事・食品衛生審議会への諮問について

平成15年2月12日
厚生労働省医薬局
食品保健部基準課

1. 食品衛生法第6条により、食品添加物の製造、輸入、販売等については、人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除き、禁止されている。また、食品衛生法第7条第1項により、厚生労働大臣は薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、添加物等について規格及び基準を定めることができるとされている。
2. 食品添加物の新規指定要請の手続き等については、食品衛生調査会の答申に基づく平成8年3月22日衛化第29号生活衛生局長通知により、指定要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。また、保健機能食品であって、カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品の成分となる物質の指定の手続き等については、薬事・食品衛生審議会の答申に基づく平成13年3月27日食発第115号食品保健部長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。
3. 今回、下記事項について要請がなされ、事務局での予備審査が終了したため、食品衛生法第6条等に基づき、食品添加物の指定等の可否について諮問するものである。
4. 諮問の概要
 - (1) 亜酸化窒素の食品添加物としての新規指定の可否について
 - ① 品名： 亜酸化窒素
 - ② 用途： 製造用剤
 - ③ 要請者： アメリカ乳製品輸出協会
代表 里見 泰典
キョーワ工業株式会社
代表取締役 関 直彦
三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
代表取締役 清水 孝重
住友精化株式会社
社長 広岡 良彦
 - ④要請のなされた日： 平成14年9月11日
 - ⑤外国での使用状況： 欧米において、医薬品及び食品添加物として使用されている。

(2) 食品添加物（亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウム）の使用基準改正の可否について

① 品名： 亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム、ピロ亜硫酸ナトリウム
漂白剤等

② 用途： ア. 米国ポテト協会

③ 要請者： 日本代表事務所 里見 泰典
イ. カリフォルニアレーズン協会
駐日事務所 ラリー ブラック

④要請のなされた日： ア. 平成15年1月29日

イ. 平成15年1月 7日

⑤これまでの使用状況等： 我が国においては、使用基準の範囲内で食品への使用が認められている。本要請は、亜硫酸塩の残存量基準を、乾燥カットポテトにあつては、その1kgにつき0.5gまで、レーズン（干しぶどう）にあつては、その1kgにつき1.5gまで残存して使用することができるよう要請するものである。

5. その他

食品衛生法第6条により指定されている品目数は、平成15年2月1日現在340品目である。